

議案第5号

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和5年2月24日提出

加西市長 西村 和平

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.40」を「100分の7.00」に改める。

第5条第1号中「21,000円」を「18,500円」に改め、同条第2号中「10,500円」を「9,250円」に改め、同条第3号中「15,750円」を「13,875円」に改める。

第8条中「100分の2.30」を「100分の2.70」に改める。

第9条の2中「6,000円」を「7,000円」に改める。

第21条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号イ中「14,700円」を「12,950円」に、「7,350円」を「6,475円」に、「11,025円」を「9,713円」に改め、同号カ中「4,200円」を「4,900円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同号イ中「10,500円」を「9,250円」に、「5,250円」を「4,625円」に、「7,875円」を「6,938円」に改め、同号カ中「3,000円」を「3,500円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改め、同号イ中「4,200円」を「3,700円」に、「2,100円」を「1,850円」に、「3,150円」を「2,775円」に改め、同号カ中「1,200円」を「1,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(審議資料)

国民健康保険税率等を改正するとともに、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定基準を改正するもの。

【概 要】

○国民健康保険税率等の改正

	現 行	改正案
基礎課税額（医療）分 所得割額の税率	7.40%	7.00%
基礎課税額（医療）分 世帯別平等割額	21,000円	18,500円
介護納付金課税額分 所得割額の税率	2.30%	2.70%
介護納付金課税額分 世帯別平等割額	6,000円	7,000円

○国民健康保険税の課税限度額の改正

課税区分	現 行	改正案
基礎課税額（医療）分	65万円	65万円（現行のとおり）
後期高齢者支援金等課税額分	<u>20万円</u>	<u>22万円</u>
介護納付金課税額分	17万円	17万円（現行のとおり）
合計	<u>102万円</u>	<u>104万円</u>

○軽減判定基準の改正

	現 行	改正案
5割軽減	43万円 + <u>28.5万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)	43万円 + <u>29万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)
2割軽減	43万円 + <u>52万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)	43万円 + <u>53.5万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)